第４章　警報及び避難の指示等

第１　警報の伝達等

武力攻撃事態等において，住民の生命，身体及び財産を保護するため，警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから，警報の伝達，通知等に関して必要な事項について，以下のとおり定める。

1　警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達　[法第 47 条]

市長は，知事から警報の内容の通知を受けた場合には，あらかじめ定められた伝達方法（伝達先，手段，伝達順位）により，速やかに住民及び関係ある公私の団体（消防団，社会福祉協議会，農業協同組合，漁業協同組合，商工会議所，商工会，青年会議所，医師会，病院，学校等）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知　[法第 47 条]

ア　市長は，市の他の執行機関その他の関係機関に対し，警報の内容を通知する。

イ　市は，警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに，市のホームページに警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】

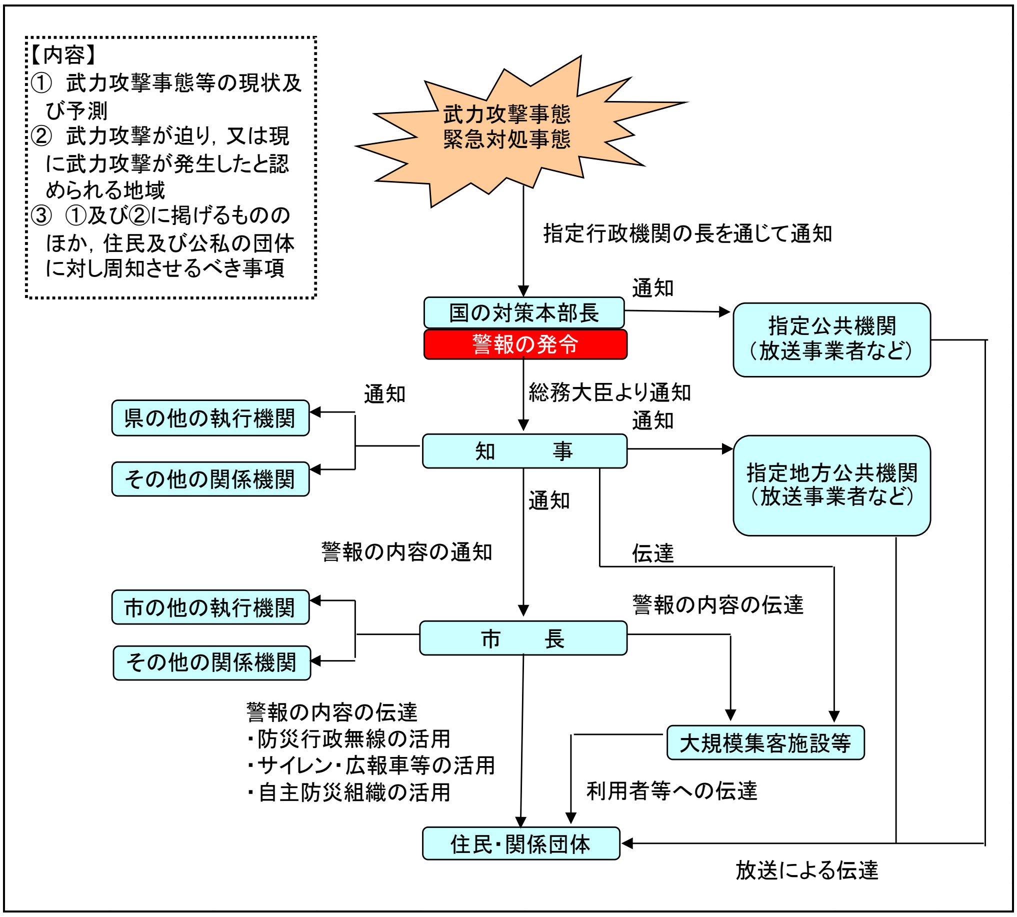

※　国による警報の発令等[法第44条，第45条]

国の対策本部長は，武力攻撃から国民の生命，身体又は財産を保護するため，緊急の必要があると認めるとは，基本指針及び対処基本方針で定めるところにより，警報を発令する。

警報を発令した旨の通知を受けた総務大臣は，直ちにその内容を知事に通知する。

※　知事による警報の通知[法46条]

知事は，総務大臣から警報の通知を受けたときは，直ちにその内容を当該区域内の市町長，他の執行機関，知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

2　警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は，緊急情報ネットワークシステム(Em-net)，全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し，地方公共団体に提供される。

市長は，全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により，原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア　「武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては，原則として，防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後，武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ　「武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては，原則として，サイレンは使用せず，防災行政無線やホームページへの掲載を始めとする手段により，周知を図る。

なお，市長が特に必要と認める場合には，サイレンを使用して住民に周知を図る。

また，広報車の使用，文字表示板及び流動表示灯，消防団や自主防災組織による伝達，自治会等への協力依頼などの防災行政無線以外の伝達方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては，緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により，周知を図る。

(2) 市長は，消防機関と連携し，又は自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより，各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう，体制を整備する。

この場合において，消防機関は，保有する車両・装備を有効に活用し，巡回等による伝達を行うとともに，消防団は，平素からの地域との密接なつながりを活かし，自主防災組織，自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど，それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また，市は，県警察の交番，駐在所，パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう，県警察との緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては，特に，高齢者，障がい者，外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

具体的には，避難行動要支援者について，防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど，避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され，避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については，武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において，原則として，サイレンは使用しないこととする。その他は，警報の発令の場合と同様とする。

3　緊急通報の伝達及び通知

［法第 100 条］

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については，原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

市長は，知事から緊急通報の通知を受けたときは，警報の伝達に準じて，緊急通報の内容を広く伝達・通知する。

緊急通報の伝達・通知の仕組みは以下のとおりとする。

【緊急通報の発令・通知・伝達の仕組み】

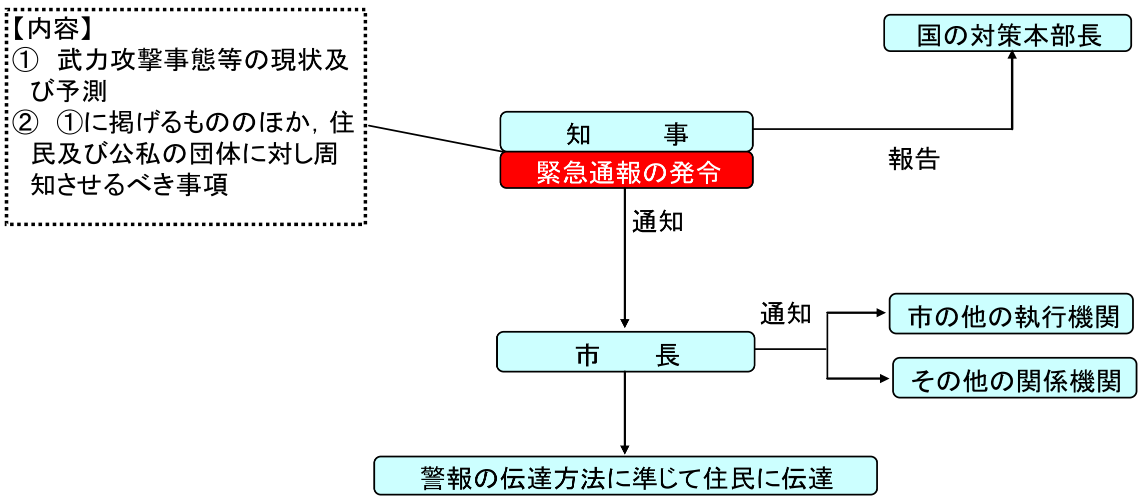

※　知事による緊急通報の発令等[法第 99 条，第 100 条]

知事は，武力攻撃災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，武力攻撃災害による市民の生命，身体及び財産に対する危険を防止するため，緊急の必要があると認めるときは，緊急通報を発令する。

知事は，緊急通報を発令したときは，直ちにその内容を当該区域内の市町長，他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

第２　避難住民の誘導等

市長は，知事から避難の指示の通知を受けたときは，避難実施要領を作成し，避難住民の誘導を行うこととなる。 市が住民の生命，身体，財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから，避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について，以下のとおり定める。

１　避難の指示の通知・伝達

⑴ 市長は，知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう，事態の状況を踏まえ，被災情報や現場における事態に関する情報，避難住民数，避難誘導の能力等の状況について，収集した情報を迅速に県に提供する。

［法第54条］

⑵ 市長は，知事による避難の指示が行われた場合には，警報の内容の伝達に準じて，その内容を住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】

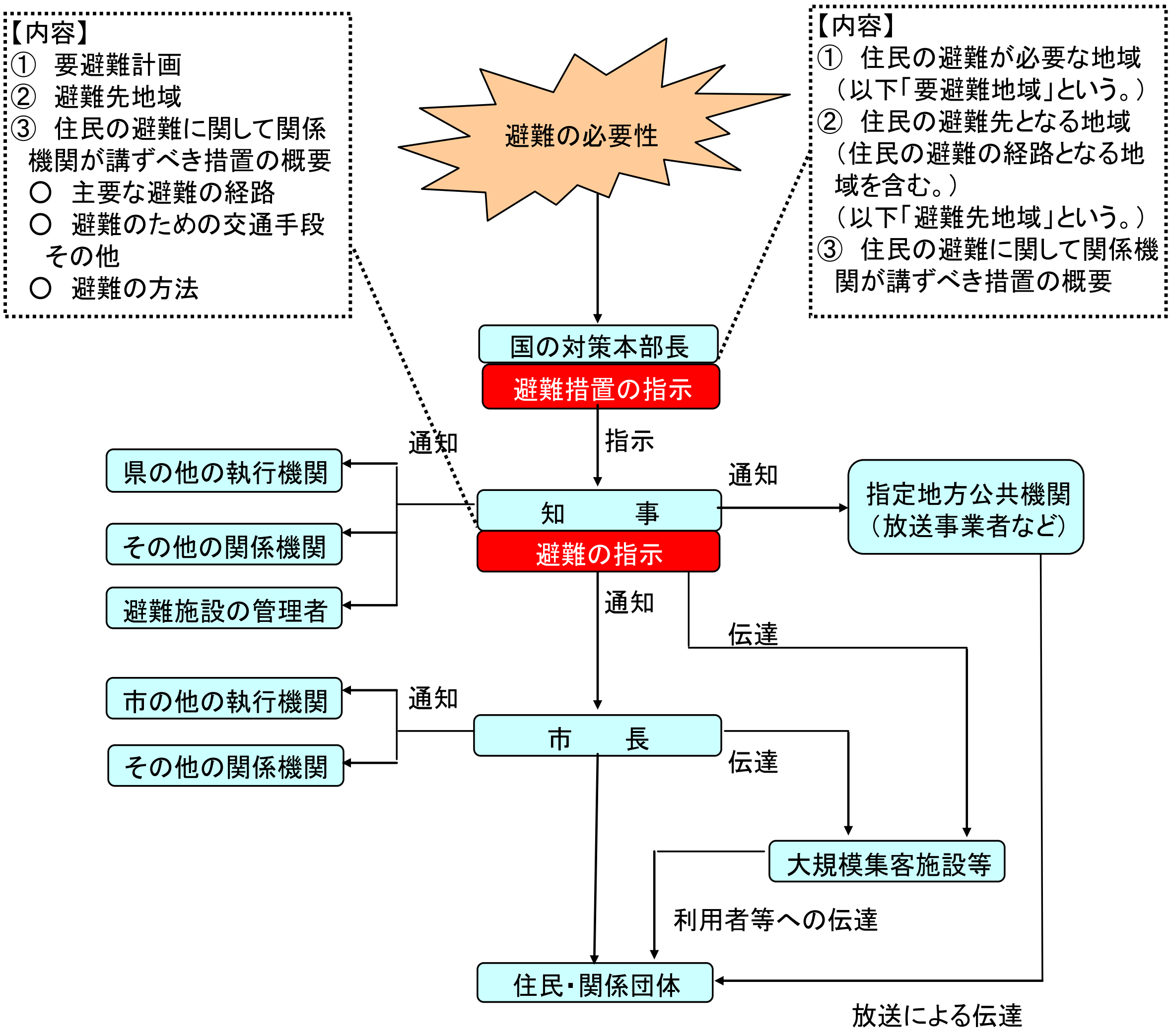

※　国による避難措置の指示[法第 52 条]

国の対策本部長は，警報を発令した場合において，住民の避難が必要であると認めるときは，総務大臣を経由して，関係都道府県知事に対し，直ちに所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示する。

※　県による避難の指示の通知[法第 54 条]

避難措置の指示を受けたときは，要避難地域を管轄する知事は，要避難地域を管轄する市町長を経由して，当該要避難地域の住民に対し，避難を指示する。

2　避難実施要領の策定

(1)　避難実施要領の策定　　[法第 61 条]

市長は，避難の指示の通知を受けた場合は，直ちに，あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ，避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに，当該案について，各執行機関，消防機関，県，県警察，海上保安部，自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で，迅速に避難実施要領を策定する。

その際，避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう，その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には，直ちに避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

ア　避難の経路，避難の手段その他避難の方法に関する事項
イ　避難住民の誘導の実施方法，避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
ウ　その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は，避難誘導に際して，活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり，県計画に記載されている市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし，緊急の場合には，時間的な余裕がないことから，事態の状況等を踏まえて，法定事項を箇条書きにするなど，避難実施要領を簡潔な内容とする場合もあり得る。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

ア　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
イ　避難先
ウ　一時集合場所及び集合方法
エ　集合時間
オ　集合に当たっての留意事項
カ　避難の手段及び避難の経路
キ　市職員及び消防職団員の配置等
ク　高齢者，障がい者その他特に配慮を要する者への対応
ケ　要避難地域における残留者の確認
コ　避難誘導中の食料等の支援
サ　避難住民の携行品及び服装
シ　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2)　避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては，以下の点に考慮する。

ア　避難の指示の内容の確認
（地域ごとの避難の時期，優先度及び避難の形態）
イ　事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に，避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
ウ　避難住民の概数把握
エ　誘導の手段の把握
（屋内避難，徒歩による移動避難及び長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
オ　輸送手段の確保の調整（※　輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担，運送事業者との連絡網及び一時避難場所の選定）
カ　要支援者の避難の決定
（避難行動要支援者名簿，福祉保健部等を中心とした横断的な避難支援等が迅速に実施できるよう職員の配置）
キ　避難経路や交通規制の調整
（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整及び道路の状況に係る道路管理者との調整）
ク　職員の配置
（各地域への職員の割当て，現地派遣職員の選定）
ケ　関係機関との調整
（現地調整所の設置及び連絡手段の確保）
コ　国が行う自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
（県対策本部との調整及び国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と，国民保護措置の実施について，道路，港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には，市長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
この場合において，市長は，県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，市の意見や関連する情報をまとめる。

⑶ 避難実施要領の内容の伝達等

市長は，避難実施要領を策定後，直ちに，その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際，住民に対しては，防災行政無線，防災情報メール，ホームページ，広報車等の活用，消防団，自主防災組織による伝達など，警報の内容の伝達に準じた方法により伝達する。

なお，住民に対しては，迅速な対応がとれるよう，各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するよう努める。

また，県警察の交番，駐在所，パトカー等の勤務員による拡声機などを活用した情報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう，県警察と緊密な連携を図る。

この場合において，市長は，避難実施要領の内容を直ちに市の他の執行機関，警察署長，海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに，市長は，報道関係者に対して，避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の内容の伝達・通知の流れ】

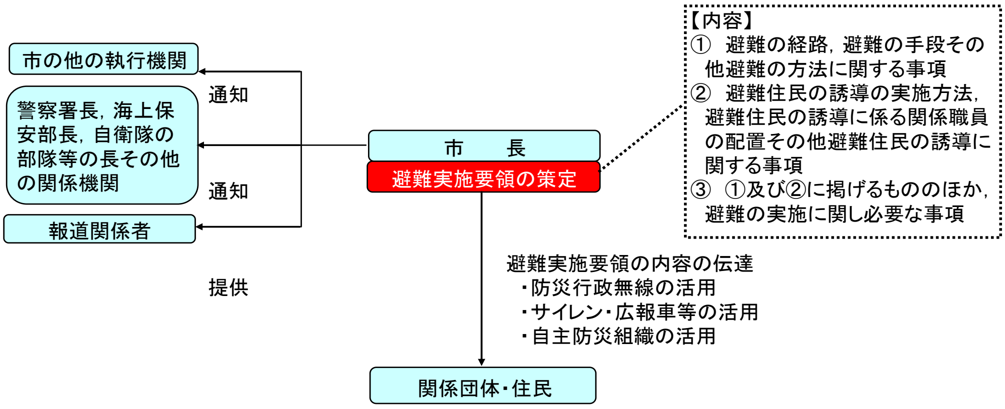

3　避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導　［法第 62 条］

市長は，避難実施要領で定めるところにより，市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し，避難住民を誘導する。その際，避難実施要領の内容に沿って，自治会，学校，事業所等を単位として誘導を行う。ただし，緊急の場合には，この限りでない。

また，市長は，避難実施要領に沿って，避難経路の要所要所に職員を配置して，各種の連絡調整に当たらせるとともに，行政機関の車両や案内板を配置して，誘導の円滑化を図る。

さらに，職員には，住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう，き然とした態度での活動を徹底させ，防災服，腕章，旗，特殊標章等を携行させる。

なお，夜間では，暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから，避難誘導員が，避難経路の要所要所において，夜間照明（投光器具，車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

市長，市の職員，消防長及び消防団長並びに消防職員及び消防団員は，避難経路となる場所に避難の障がいとなるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して，必要な警告又は指示を行う。

【避難誘導の流れ】

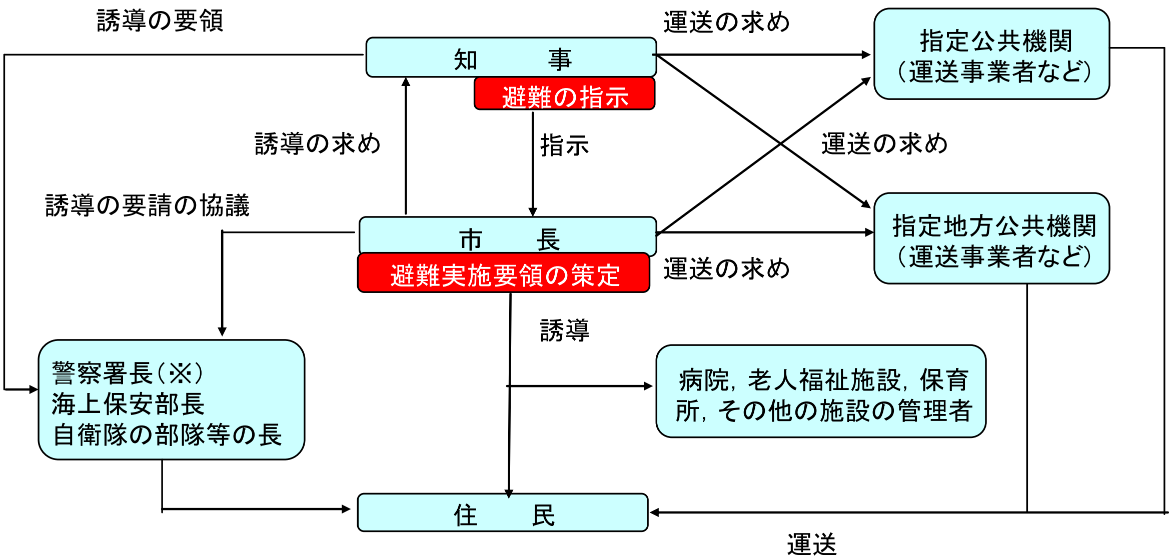

※　知事は県警察本部長に対し要請

(2) 消防機関の活動

消防機関は，消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ，市長の定める避難実施要領に基づき，要所に消防車両等を配置し，車載の拡声器を活用するなど，効果的な誘導を実施するとともに，避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど，保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は，消火活動及び救助・救急活動について，消防隊と連携しつつ，自主防災組織，自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに，避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど，地域とのつながりを活かした活動を行う。

⑶ 避難誘導を行う関係機関との連携　　　　　　　　　　　　　[法第 63 条，第 64 条，第 66 条]

市長は，避難実施要領の内容を踏まえ，市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは，警察署長，海上保安部長又は自衛隊法第 76 条第１項，第 78 条第１項若しくは第 81 条第２項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち，国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長に対して，警察官，海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

この場合において，市長は，その旨を知事に通知する。

また，この場合において，避難住民を誘導する警察官等は，避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生するおそれがあるときは，必要な警告又は指示を行うことができる。

警告，指示を行う場合，警察官，海上保安官は，特に必要がある場合は，危険な場所への立入を禁止し，若しくはその場所から退去させ，又は危険を生ずるおそれがある道路上の車両等の除去など必要な措置を講ずることができる。

なお，警察官，海上保安官がいない場合は，消防吏員，出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講ずることができる。

また，警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は，市長は，その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして，交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い，事態の変化に迅速に対応できるよう，市長は，事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け，関係機関との情報共有や活動調整を行う。

⑷ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は，避難住民の誘導に当たっては，自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して，避難住民の誘導に必要な援助について，協力を要請する。

⑸ 誘導時における食料品の供給等の実施や情報の提供

市長は，避難住民の誘導に際しては，県と連携して，食料品や飲料水の供給，医療の提供その他の便宜を図る。

市長は，避難住民の心理を勘案し，避難住民に対して，必要な情報を適時・適切に提供する。

その際，避難住民の不安の軽減のために，可能な限り，事態の状況等とともに，行政側の対応についての情報を提供する。

⑹ 大規模集客施設等における避難

市は，大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し，施設の特性に応じ，当該施設等に滞在する者等についても，避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

⑺ 高齢者，障がい者等への配慮

市長は，高齢者，障がい者等の避難が万全に行われるため，福祉保健部等を中心とした横断的な避難支援等を迅速に実施する者が，呉市社会福祉協議会，呉市民生委員児童委員協議会，介護保険制度関係者，障がい福祉制度関係者，障がい者団体等と協力して，避難行動要支援者への連絡，運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際，民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上，その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては，被害が局地的，限定的なものにとどまることも多いことから，時間的余裕なく，移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は，屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応
避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては，事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い，残留者の説得に努めるとともに，避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には，必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等
市は，県警察が行う被災地，避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに，県警察と協力し，住民等からの相談に対応するなど，住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮
市は，「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年８月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ，以下の事項等について，所要の措置を講じるよう努める。

ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養し，又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知
道路管理者たる市は，道路の通行禁止等の措置を行ったときは，県警察と協力して，直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等　［法第 67 条］
市長は，避難住民の誘導に際して食料，飲料水，医療等が不足する場合には，知事に対して，必要な支援の要請を行う。

その際，特に，県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また，避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は，知事に対して，所要の調整を行うよう要請する。

市長は，知事から，避難住民の誘導に関して，是正の指示があったときは，その指示の内容を踏まえて，適切な措置を講じる。

(13) 避難住民の運送の求め等　［法第 71 条，第 72 条］
市長は，避難住民の運送が必要な場合において，県との調整により，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して，避難住民の運送を求める。

市長は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは，指定公共機関にあっては，県を通じて国の対策本部長に対し，指定地方公共機関にあっては，県対策本部長に，その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置
市長は，避難の指示が解除されたときは，避難住民に対し，避難の指示の解除を伝える。避難の指示の解除の伝達については，武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において，避難の指示の発令の場合と同様とする。

また，市長は，避難住民を通常の生活に復帰させるため，避難住民に関する要領を作成し，避難住民の誘導，情報の提供，関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

4　避難の方法

(1) 想定されている武力攻撃事態の類型に応じた避難の方法

想定されている武力攻撃事態の類型を踏まえ，避難措置の内容（距離，時間的余裕，発生場所）の観点から，主な避難方法として以下の３種類のケースを想定する。

［避難の方法として想定すべき３種類のケース］

<table>
<tr><th rowspan="2">避難ケース</th><th colspan="3">避難の場所</th><th rowspan="2">受害の
有　無</th><th rowspan="2">避難措置の指示等</th><th rowspan="2">想定される事態の例</th></tr>
<tr><th>屋内</th><th>市内</th><th>市外</th></tr>
<tr><td>ケース１
時間的余裕がなく，屋内へ緊急避難する必要がある事態</td><td>○</td><td></td><td></td><td>－</td><td>退避の指示が先行し，避難措置の指示が事後的となる可能性あり</td><td>□弾道ミサイル攻撃（着弾前）
□急襲的な航空機攻撃
□ゲリラ・特殊部隊による攻撃　など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ケース２
市内，市外の避難所に避難するする必要がある事態</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○</td><td>－</td><td>避難措置の指示に基づく避難</td><td>□着上陸侵攻
□石油コンビナート等に対する破壊攻撃（武装工作員による占拠の場合）　など
□ゲリラ・特殊部隊による攻撃　など</td></tr>
<tr><td>負傷者多数</td><td>避難措置の指示に基づく避難</td><td>□弾道ミサイル攻撃（着弾前）　など</td></tr>
<tr><td>ケース３
区域外に不特定多数の市民を避難させる必要がある場合</td><td colspan="3">要避難地域外</td><td>負傷者多数</td><td>退避の指示が先行し，避難措置の指示が事後的となる可能性あり</td><td>□都市部における爆破テロ
□都市部における化学剤を用いた攻撃　など</td></tr>
<tr><td colspan="6">その他（上記ケースの組み合わせ）</td><td>□ゲリラ・特殊部隊による攻撃　など</td></tr>
</table>

ケース１：時間的余裕がなく，屋内へ緊急避難する必要がある事態

弾道ミサイル攻撃や急襲的な航空機攻撃，ゲリラ・特殊部隊による攻撃など，突発的な事態（受害前という意味ではその「予兆」）が発生した場合には，住民は屋内に避難することが基本となる。

(1) 事態の例

ア　弾道ミサイル攻撃（着弾前）

イ　急襲的な航空機攻撃

ウ　ゲリラ・特殊部隊による攻撃（都市部等における突発的な攻撃）　　など

(2) 屋内への緊急避難のイメージ

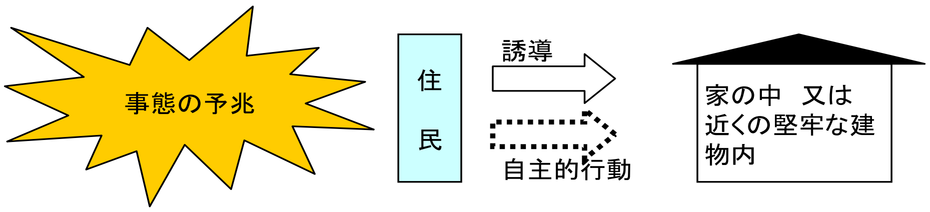

(3) 措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。

ただし，ゲリラ・特殊部隊による急襲的な攻撃など，事態によっては，避難措置を待たずに退避の指示，警戒区域等の設定等を行う。

ア　国の対策本部長：警報の発令，避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）

イ　知事：避難の指示

ウ　市長：避難実施要領の策定，避難指示の伝達

(4) 屋内への避難の指示の内容（例）

「〇〇町〇〇丁目の地区の住民は，屋外での行動に危険が生じるため，落ち着いてコンクリートの堅牢な建物又は自宅に一時的に避難すること。」

(5) 特徴等

ア　国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか，市は，防災行政無線，防災情報メール，広報車，携帯マイク等を利用し，避難の指示を伝達する。

イ　被害内容が判明し，国から新たな避難措置の指示があったときは，他の安全な地域への避難を改めて指示する。

ケース２：市内，市外の避難所に避難する必要がある事態

市が要避難地域に指定された場合，一時集合場所や一時的な避難場所に集合し，避難先地域の避難所（場合によっては市外や県外）に避難する。

避難行動要支援者のための特別な避難場所等の確保が必要。弾道ミサイル着弾後など，受害後の避難もこのケースに該当する。

(1) 事態の例

ア　着上陸侵攻

イ　石油コンビナート等に対する破壊攻撃（武装工作員による占拠の場合）

ウ　弾道ミサイル攻撃（着弾後）　　など

(2) 避難のイメージ

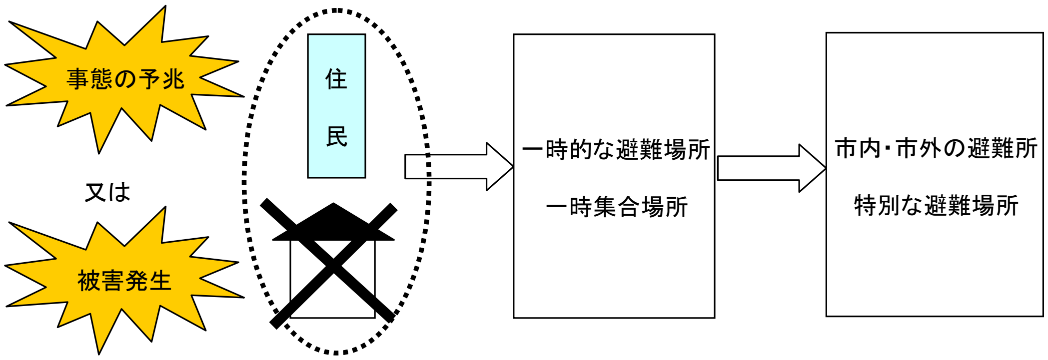

(3) 措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。

ア　国の対策本部長：警報の発令，避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）

イ　知事：避難の指示

ウ　市長：避難実施要領の策定，避難指示の伝達

(4) 屋内への避難の指示の内容（例）

（この場合の詳細は，避難実施要領に定める。）

(5) 特徴等

ア　着上陸侵攻に伴う避難は，事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として，平素からかかる避難を想定した具体的な対応については，定めることはしない。

イ　弾道ミサイルの着弾後など，受害後の避難においては，死者及び負傷者の発生，施設の被害などを前提とする必要がある。

ケース３：区域外に不特定多数の市民を避難させる必要がある場合

大規模集客施設やターミナルなどにおいては，通勤客や買い物客などの一時滞在者が多く，突発的な事態が発生した場合，不特定多数の市民を区域外に避難させ，帰宅を促す。場合によっては，一時的な集合場所を設置する。

(1) 事態の例

ア　都市部における爆破テロ

イ　都市部における化学剤を用いた攻撃　など

(2) 区域外への避難のイメージ

【要避難地域の設定】

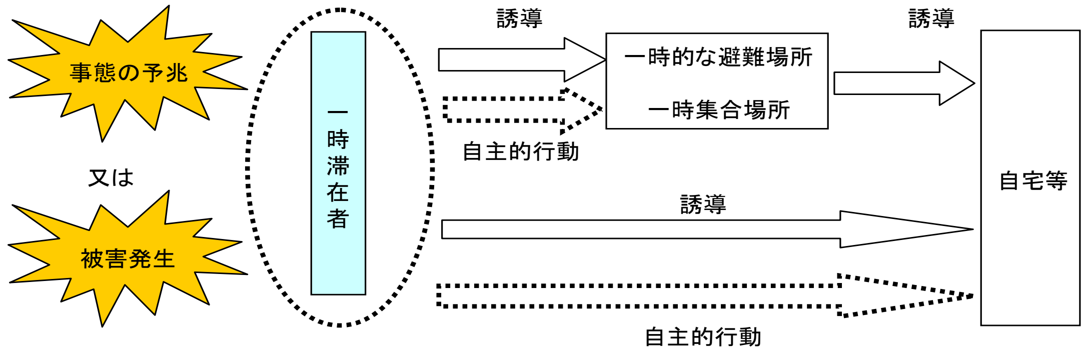

(3) 措置の流れ

以下のア～エの流れを前提とする。避難措置の指示を待たずに，市長の退避の指示，警戒区域の設定を行うことがあり得る。

ア　市長　：退避の指示，警戒区域の設定

イ　国の対策本部長：警報の発令，避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）

ウ　知事　：避難の指示

エ　市長　：避難実施要領の策定，避難指示の伝達

(4) 区域外への避難の指示の内容（例）

「○○○（例えば大規模集客施設）の中にいる者は，○○○での行動に危険が生じるため，施設内の放送や施設職員の指示に従い，落ち着いて施設外に避難すること。」

(5) 特徴等

ア　国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか，市は，防災行政無線，防災情報メール，広報車，携帯マイク等を利用し，避難の指示を伝達する。

イ　大規模集客施設や駅，企業等の避難に関しては，施設管理者や事業者の協力が重要となる。

ウ　ＮＢＣ攻撃の場合，避難誘導する者に防護服を着用させる等，安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難誘導を行うことなどに留意する。

(6) 地域特性等に応じた避難の方法に当たっての留意事項

地域特性等	留　意　事　項
大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難	大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても，市長は施設管理者等と連携し，施設の特性に応じ，当該施設等に滞在する者等についても，避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。
島における住民の避難	ア　島の住民の避難が必要となる場合には，住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから，知事は，以下の情報について，消防庁又は国土交通省を通じて，国の対策本部に早急に連絡するものとされている。 ・避難すべき住民の数，想定される避難方法 ・現在確保が見込める運送手段，今後不足する運送手段の見込み イ　運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て，知事は市町と連携しながら，関係する運送事業者と連絡をとり，運送に係る個別の調整を行うものとされている。 ウ　この場合において，県は，市町と連携しながら，運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して，各地域の避難の時期，避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段，運送経路等）を定めるものとされている。 このため，市では，これらを踏まえ必要な措置を講じるものとする。
ＮＢＣ攻撃の場合の住民の避難	知事は，ＮＢＣ攻撃の場合の避難においては，避難誘導する者に防護服を着用させるなど，安全を図るための措置を講じることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して，避難の指示を行うものとされている。 さらに，国の対策本部長は，攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから，知事は当該避難措置の指示の内容を踏まえ，避難の指示を行うものとされている。 このため，市では，これらを踏まえ必要な措置を講じるものとする。
自衛隊施設，米軍施設等の周辺地域の住民の避難	自衛隊施設，米軍施設等の周辺地域における住民の避難については，それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから，避難施設，避難経路及び運送手段の確保に当たって，県は，国や市町と平素から密接な連携を図ることとされている。 また，武力攻撃事態等において県，市町が住民の避難に関する措置を円滑に講じることができるよう，国は必要な調整を行うものとされており，県は，この調整に基づき必要な措置を講じるものとされている。 このため，市では，これらを踏まえ必要な措置を講じるものとする。
半島地域などにおける住民の避難	住民の避難に当たっては，交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが，半島地域などにおける住民の避難については，知事は，避難の指示を行うに当たり，地理的条件や地域の交通事情などを勘案し，関係県警察の意見を聴いた上で，自家用車等を交通手段として示すことができるものとされている。 このため，市では，これを踏まえ必要な措置を講じるものとする。

5　武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

事態の類型	留　意　事　項
着上陸侵攻及び航空攻撃の場合	(1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については，事前の準備が可能である一方，国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり，県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり，国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。 　このため，県国民保護計画における整理と同様，着上陸侵攻等に伴う避難は，事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として，平素からかかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり，国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応をとることとする。 (2) 一方，離島における避難については，次の対応を基本として対応を検討する。 　離島における避難では，島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は，全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが，県が，国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成 17 年 12 月 19 日閣副安危第 498 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知，国政調第 169 号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知参照）。 　市では，当該輸送手段の確保の状況を踏まえ，島内の住民を，輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し，各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても，対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し，迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお，急襲的な攻撃に際しては，避難措置の指示を待たずに退避の指示，警戒区域の設定等を行う必要が生じるが，その際にも事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。 (2) その際，ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は，多くの場合は，攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから，警報の内容等とともに，現場における自衛隊，海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて，最終的には，住民を要避難地域の外に避難させることとなる。 　その際，武力攻撃がまさに行われており，住民に危害が及ぶおそれがある地域については，攻撃当初は一時的に屋内に避難させ，移動の安全が確保された後，適当な避難先に移動させることが必要となる。 (3) 以上から，避難実施要領の策定に当たっては，各執行機関，消防機関，県警察，海上保安部，自衛隊等の関係機関の意見を聴き，それらの機関からの情報や助言を踏まえて，避難の方法を策定することが必要であり，また，事態の変化等に機敏に対応するため，現場における関係機関の情報を共有し，関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう，現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。 ア　避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 　「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。 イ　昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 　当初の段階では，一人ひとりがその判断により危険回避のための行動をとるとともに，県警察，消防機関，海上保安部，自衛隊等からの情報や助言に基づき，各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。 　特に，この場合，初動時には，住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから，平素から，住民が緊急時にいかに対応すべきかについての問題意識を持ってもらうことが必要である。

事態の類型	留　意　事　項
弾道ミサイル攻撃の場合	(1) 弾道ミサイル攻撃においては，実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは，住民は屋内に避難することが基本である。 　また，実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは，できるだけ近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。 (2) 以下の措置の流れを前提として，避難実施要領の内容は，あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき，弾道ミサイルが発射された段階で迅速に一人ひとりが対応できるよう，そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。 （弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ） ア　対策本部長は，弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し，避難措置を指示 対策本部長：警報の発令，避難措置の指示 ↓（その他記者会見等による国民への情報提供） 知　事：避難の指示 ↓ 市　長：避難実施要領の策定 イ　実際に弾道ミサイルが発射されたときは，対策本部長がその都度警報を発令 ※　弾道ミサイル攻撃については，発射の兆候を事前に察知した場合でも，発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり，また，弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに，その保有する弾道ミサイルの精度により，実際の着弾地点は変わってくる。 　このため，市は，弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう，全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに，弾道ミサイルが発射された場合には，すべての市に着弾の可能性があり得るものとして，対応を考える必要がある。 　また，急襲的に航空攻撃が行われる場合についても，弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。